

平成23年度9月補正予算 及び 平成24年度当初予算

編成に対する要望書

平成23年8月29日

栃木県知事 福田 富一 様

栃木県議会みんなのクラブ

代表 阿久津 憲二

県においては、栃木県重点戦略『新とちぎ元気プラン』・『とちぎ行革プラン』を策定しスタートしようとした中、3月11日に発生した東日本大震災は、本県はもとより、東北・関東地方に甚大なる被害をもたらし、また福島第一原子力発電所の事故による被害は収束するどころか、拡大している。

県では先に福田富一知事を本部長とする「栃木県震災復興推進本部」を立ち上げ、県内の復興・支援に取り組んでいる。震災復興も相変わらず国の補助金等に頼らざるを得ない構造であるが、権限・財源・人材を移譲し、地域で成長戦略を必死で考えれば、復興を行うことは可能である。

8月の政府月例経済報告の基調判断では、「東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるものの、持ち直している」としている一方で、「為替レートや株価の変動などによっては、景気が下振れするリスクが存在する」とされている。

本県経済においては、原発事故が重なった大震災の災害復旧は未だ途上にあり、また県産肉牛の出荷制限にまで発展した肉牛の放射性セシウム汚染は、農畜産業に甚大なる被害を与え、風評被害により観光業は大きな打撃を受けており、また平成23年産米への影響も心配されている状況にある。

このような情勢の中、予算編成にあっては、「とちぎ未来開拓プログラム」の推進期間中であることから、行財政改革の取組みを継続することは無論であるが、緊要な課題である一刻も早い復旧・復興、県民の安全・安心を確保する社会資本整備等に対応するため、財政・金融等あらゆる必要な措置を講ずるべきである。

政府においては、震災復興の施策の遅さ、その予算規模において今が非常事態であるとの認識は見られない。県においては、今こそ「地域主権」への転換に向け、本県独自の政策を政府に積極的に提言、要望し、経済成長をもって『復旧から復興』へと完結させるべきと考える。

平成23年度9月補正予算編成及び平成24年度当初予算編成にあたって、別紙要望書を提出するので、施策要望の趣旨を十分に検討の上、それぞれの措置を積極的に講じられるよう要望する。

要 望 書

1. 県庁力の強化について

県はこれまで、数次にわたる行財政改革を行いながら、選択と集中を基本に県政運営に取り組んできた。

しかしながら、3月11日に発生した東日本大震災の影響を受けて、今以上に経営方針を抜本的に見直さなければならない、非常事態とも言うべき危機的な状況に直面している。

こうした厳しい社会環境の中、県としての役割を将来にわたって担っていくため、機動力を持って持続可能な行財政基盤を確立し、自らの責任による自主的・主体的な判断で、真に必要な施策を推進することが求められている。今こそ自律型の県政運営「地方政府」を実現し、将来を見据えた改革に取り組んでいかなければならない。

そこで、みんなのクラブは、今後の県政運営のあり方として、緊急時における効率的、効果的に対応できる新しい県政運営の改革方針を示し、県の組織体としての力、いわば「県庁力」を最大化できる体制をここに要望する。

(1) 本県版復興計画の策定

3月11日に発生した東日本大震災は、本県に甚大な被害をもたらし、また福島第一原子力発電所の事故による被害は、収束するどころかさらに拡大している。本県では、「栃木県震災復興推進本部」を立ち上げ県内の復旧、復興に取り組んでいるが、未だ十分な復興の道筋が描けていない。

そこで本県版の復興計画を早急に策定し、将来にわたっての復興ビジョンを明確にすること。

(2) 緊急時における人事異動の発令及び庁内組織体制の確立

震災を教訓に緊急時における統治機能(庁内ガバナンス)を適切に発揮させ、各施策を迅速、的確に執行できる仕組みとして、緊急時における各部局、実務者レベルの人事異動の発令等を柔軟に行うとともに、庁内の総合調整機能の強化、事業の効果性の向上を図るために総合政策部を司令塔とした庁内組織体制を確立すること。

(3) 財政運営の見直し

人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、深刻化する環境問題など、時代が大きく変化する中で、多くの県民は、これまで以上に生活者の視点に立った行政を求めており、医療や学校をはじめ、生活の安定、環境、雇用、犯罪や震災に対する備えなどに大きな期待を寄せている。

そのようなことから、県民の暮らし、地域の実情に即した生活者視点に重点を置いた事業を推進し、県民生活のセーフティネットを確立すること。

また、現在推進中のとちぎ未来開拓プログラムは、平成24年度までを集中改革期間としているが、この度の未曾有の大震災という、プログラム策定時に

は想像すらできなかつた状況に適切に対応するため、プログラムの集中改革期間を延長し、ソフトランディングできるよう早急に計画を見直すこと。

2. 震災並びに放射能汚染問題への対応について

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故により未曾有の被害が広範囲で発生しており、まさに国難と言うべき事態である。本県においては、災害対応に総力を挙げて取り組んでいるが、県民生活の安定を一日も早く取り戻すためには、なお一層あらゆる対策に取り組んでいかなければならない。

よって、次のとおり要望する。

(1) 東日本大震災による被災者等の支援及び被災施設等の復旧支援

震災により被害を受けた県内の住宅、文化財、市町の公共施設等の復旧に向けて、技術的・財政的支援措置を講じること。

また、今後、市町においては復旧費用負担の増や税収減等により、危機的財政状況が予想されることから、現在「とちぎ未来開拓プログラム」により休止している市町村振興資金貸付金の制度を再開すること。

(2) 総合的土砂災害対策の推進

林地崩壊等が発生し、県民生活に甚大な影響を与える災害が多発している。

よって、崩壊地下方の住宅、河川、道路等の危険箇所調査を早急に行い対策を講じること。また、災害時要援護者施設などの事業効果の高い箇所には、対策工事を実施するとともに、全ての危険箇所について警戒避難体制の整備を拡充するといったハード、ソフト両面の対策を推進すること。

(3) 災害廃棄物の迅速な処分及び放射性物質を含む下水汚泥処理の迅速化

災害に伴い大量に発生した災害廃棄物について、各市町が用意をした集積場に集積されたまま処理が進んでいない状況を鑑み、各市町において速やかな処理が出来るよう所要の措置を講じること。

また、県内の下水道処理施設で汚泥などから放射性物質が検出され、各自治体が処分に苦慮している。県下水道資源化工場においても同様である。

よって、保管場所の確保等に向けて必要な措置を講じること。

(4) 公立学校施設の耐震化の推進

災害発生時の避難所として利用される公立学校は、県民の生命を守る重要な役割を担っている。

しかし、本年4月1日現在の公立学校の耐震補強は、未だ、全国平均を下回っており、より一層の整備促進を図らなければならない。

現在、本県においては、「とちぎ教育振興ビジョン(三期計画)」で、県内小・中学校、高校の耐震化率を平成27年に90%とする目標値を設定しているが、この度の震災を踏まえて、整備の前倒しを図ること。

(5) 観光地の復興支援

県内の観光地は、震災や原発事故の影響で観光客減に苦しんでいる。有料道路の無料化や誘客PR等によりゴールデンウィークは例年並みに回復したものの、その後は宿泊客数が前年の7割程度に落ち込んでいることから、継続的な復興支援をしていかなければ栃木県の観光産業は二度と立ち上がれない状態にまで追いやられてしまう。

よって、最悪の状態を回避するために、観光客誘致に向けてのPR活動の継続、観光地が復興するまで間の県内有料道路の無料化、風評被害に対する賠償問題の早期解決の支援、制度融資の弾力的運用等の積極的かつ継続的な取り組みを行うこと。

(6) 庁内組織体制の一元化による情報公開

放射能汚染問題は県民への迅速な情報公開が必要である。

従来縦割り体制ではなく、一元的に対応できるよう県庁内の組織体制を見直し、緊急時における周知方法をより県民の立場に立って、分かりやすいものとなるよう改善を図ること。

(7) 農産物等の検査体制等の強化

県内で生産される農産物等について、放射性物質の検査を行う体制を構築すること。特にホットスポットといわれる地区でのサンプリング調査を継続的に実施すること。

また、風評被害を防止するとともに消費者が安心して農産物等を購入できるよう、検査結果等に関する正確な情報の迅速な提供に取り組むこと。また、消費者からの相談窓口適切に対応できるよう、相談窓口の強化を図ること。

(8) 幼児や児童の安全確保に向けた放射性物質の除染等

県北地域の幼稚園や小学校等においては、2回目の調査において $1.0\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を測定した園庭や校庭について表土除去の補助対象とされたが、表土除去を行わない学校等に子どもを通わせている親は、 $1.0\mu\text{Sv/h}$ 以下であっても表土が舞い上がることによる子どもたちの内部被曝を心配している。

このような県民の不安を少しでも払拭すべく、少なくとも1回目の調査で $1.0\mu\text{Sv/h}$ を超えた全ての園庭や校庭の表土除去に対して助成するとともに、校庭周囲の側溝等の除染に必要な費用についても助成すること。

また、安心、安全に生活することを前提とした、学校等の空間放射線量、校庭等の土壤に含まれる放射性物質及び水道水について長期にわたるモニタリング体制を構築すること。

(9) 県民の安全、安心に向けた各種調査の実施

空間放射線量の調査の結果、周囲と比べて高い値を示している地域については、継続的に監視する体制を整備すること。例えば、今以上に細かい地区割りをを行い、農産物、土壤、水等のサンプリング調査を継続的に実施し、必要な情

報を当該地域の住民に提供するような措置を講じること。

また、特に基準値を超えた放射線量が測定された地域の住民に対して、健康への影響を調査すること。

特に、基準値を超えた放射性物質によって汚染された稲わらや堆肥等が確認された地域の方々を優先的に調査すること。

(10) 放射線や安全に関する教育

これまで我が国では、放射線についての教育があまりなされてこなかった。占領米軍により放射能の研究は禁止され、研究記録は全て提供させられたと聞いている。結果的には、我々は戦争被爆国の国民として受けるべき教育を受けられず、知るべき知識も知らされずにきたと言える。今回の原発事故発生時は、全国民が放射線についてほとんど無知という中で事故であった。その結果、対応も全て後手に回ってしまった。もし、放射線と安全面に関して、しっかりとした教育を受けていれば事前に様々な問題を想定かつ予防措置も講じることができたと考えられる。

よって、今後できる限り早い時期に、一般の社会人のみならず、学校等においても放射線に関するや安全について正しい知識を得ることのできる教育機会を確保すること。

(11) 雇用対策

3月11日に発生した震災は、最悪期を脱しはしたものの、未だ本県の雇用、地域経済に深く影響を及ぼしている。特に雇用に関しては、県内経済の先行き不透明感から、6月の有効求人倍率は0.59倍と依然として求職者に厳しい環境である。現在、本県は、国の交付金を活用した「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別事業」、「ジョブカフェとちぎでの就職支援」、「被災離職者を対象とした職業訓練支援」等様々な施策を講じているが、大幅な改善に至っているとはいえない。今後、風評被害による離職者の増加や円高推移による製造業の業績悪化、経済の先行き不安など雇用情勢のさらなる悪化が懸念されるところであることから、抜本的な雇用対策に早急に取り組むこと。

(12) 本県独自の住宅再建共済制度の創設

この度の震災における、本県の住宅被害は、全壊261棟、半壊2,063棟、一部倒壊61,343棟に達している。

現在、本県においては、罹災状況にあわせた、住宅再建に向けた利子補給や支援金の交付を実施しているが、住宅再建には十分な支援とは言えない状況である。

そこで、今回の状況を踏まえ、住宅所有者の相互援助による住宅再建支援の仕組みとして本県独自の住宅再建共済制度を創設し、今後の災害発生時に被害を受けた住宅の再建・補修を支援する仕組みを創設すること。

(13) 食肉関連事業者への総合的支援

8月2日、国は栃木県に対して県産肉牛の出荷制限を指示した。

8月25日、出荷制限は一部解除されたが、この間、本県産の肉牛の流通はストップし、また風評被害も相俟って消費者離れは著しく、県内食肉卸・小売販売事業者並びに食肉流通関係者は、大きな打撃を受けている。よってこれら関係事業者に対する賠償問題の解決支援も含め、融資等総合的支援措置を講じること。

(14) 秋の稲わら対策

この度の県産牛肉の出荷制限は、原発事故後に収穫した稲わらを牛に給餌した事が原因とされている。

県は、県内全畜産農家を対象に稲わらの利用状況調査を行ない、放射性セシウムの暫定規制値を超えた稲わらの適正な管理を確認している。

しかし原発事故が収束しない中、今後収穫される秋の稲わらについても十分な検査等を講じなければ、再発の可能性がある。

よって地表面へのセシウム蓄積量や空間線量の高い地域を重点検査区域として指定し安全性の確認に万全を期すること。

3. 部局別要望

(1) 被災した東北3県の製造企業への支援について

国内有数の部材の供給拠点であった東北3県は、原発事故の影響に加えて、復旧作業の遅れなどから早急な生産再開は期待できない状況にある。

県では、現在、こうした企業を支援するため、工場等再建支援ワンストップ窓口での情報提供や、企業立地補助金に被災企業特認制度を設けるなど、支援をしているところである。

こうした取組みに加えて、県内の工場跡地や空き倉庫といった“居抜き”物件に関する情報を、一層積極的にPRするなどして、本県における、東北3県の製造企業の一刻も早い生産再開を支援することで、日本国内におけるものづくり現場と雇用を守っていくこと。

(2) きめ細かな地域医療体制の確立について

全ての県民が質の高い医療を効率的に受けることができるよう、来年度策定される「栃木県保健医療計画（6期計画）」において、現在5つある二次保健医療圏の区域を見直すとともに、将来の方向性を盛り込んだ圏域ビジョンを作成すること。

なお、精神・身体疾患を併せ持つ患者に対して必要な医療を各地域で確保するため、精神科と一般診療科との連携を促進し、精神科救急医療についても十分対応できる体制を構築すること。

(3) 介護職員の処遇改善と人材育成について

高齢化の進展に伴い要介護者が年々増加していく中で、今後も安定した質の高い介護を提供し続けることのできる体制を構築しなければならない。

しかし、全産業の離職率に比べ介護職員の離職率が高い状況にあるなど、介護職員の処遇は厳しく、安定した生活基盤を築くことが難しい状況にある。

そこで、介護職員の処遇を改善するための支援の拡充と、質の高い介護サービスを提供するための人材育成への支援策を講じること。

また、若者の介護職離れが著しいことから、介護職の素晴らしさや必要性を小中学生にも感じてもらうための体験学習を教育活動に取り入れること。

(4) 児童虐待の未然防止・早期発見及び早期対応について

昨年度、県内3児童相談所における児童虐待相談対応件数は810件と過去最多となり、486件だった2009年度に比べ67%増となった。これには県の積極的な啓発活動の取組の結果、児童虐待防止への県民意識が高まったものによると評価ができる。しかし、全国的な相談対応件数の増加や依然として深刻な事件が多発していることに鑑みると、さらなる積極的な取組が求められるところである。また、県内の相談対応件数の増加に呼応して、子どもの生命を守る最前線である児童相談所の体制・機能の強化・拡充等に取り組む必要がある。児童虐待に対応する職員の担当件数の増加等により適切な対応に遅れが生じ、事件が深刻化することも危惧される。

以上のことを踏まえ次のような対策の強化を要望する。

- ① 児童福祉司を県内50人（人口4万人に1人）体制とし、児童虐待対応チームの強化を図ること。
- ② 虐待通報を受けてから児童の安全確認を行うまでの時間を本県独自に「24時間以内」とし、初期対応の迅速化・的確化を図ること。
- ③ 市町・関係機関とのさらなる連携強化を図り、児童虐待の未然防止と早期発見に努めること。
- ④ 乳幼児健診・歯科検診等の機会を虐待の早期発見につなげられるよう、医療機関等との緊密な連携強化を図ること。
- ⑤ 虐待は絶対に許さないとの意識の下、臨検の実施も視野に入れ断固とした措置を講ずること。

(5) 再生可能エネルギーの普及促進について

東日本大震災に伴う福島第1原発事故を大きな契機として、本県においても、再生可能エネルギーを利用した地域分散型の新しいエネルギーシステムづくりが希求されている。

本県には普段気づかないような再生可能エネルギー源が豊富に眠っている。

太陽光発電については、県は「自然エネルギー協議会」へ参加しているところであり、大規模太陽光発電所（メガソーラー）の建設を促進するとともに、小水力発電については、地域活性化総合特別区域の指定を受けることなどによって、県内における再生可能エネルギーの普及促進に具体的に取り組むこと。

(6) EV・PHV タウンの促進について

本県は、昨年12月に「EV（電気自動車）・PHV（プラグインハイブリット車）タウン」に選定され、EV・PHVの普及促進に先導的に取り組むこととなった。

そこで、まずは県が率先してEV・PHVを導入し、また県有施設に急速充電設備を配置するなどして、本年5月に策定された「栃木県EV・PHVタウン推進アクションプラン」の目標達成に向けた動きを加速させること。

また、本県を将来のEV・PHV生産の一大拠点とすることを念頭に自動車メーカーや県内関連企業との一層の連携を図ること。

(7) 森林経営計画に基づく森林整備の促進について

本年7月26日、今後の森林および林業に関する各種施策の基本的方向を取りまとめた「森林・林業基本計画」が閣議決定された。

そこで、本県においては、森林所有者または森林経営の受託者が新たに作成することになった森林経営計画づくりを支援し、面的まとまりのある森林整備を促進すること。

なお、今後、「地域森林計画」の策定に当たっては、全国森林計画の内容に即することだけでなく、本県の実情も十分踏まえた実効性の高い内容になるよう努めること。

(8) 東北自動車道の一層の整備促進について

東京と東北地方とを結ぶ中継地点にある本県は、東日本大震災で甚大な被害を受けた東北3県の被災地支援のための拠点として機能していくことが求められる。

そこで、本県と東京圏との一層の連携に加えて、東北3県への支援を強化するために、東北自動車道の宇都宮IC以北の6車線化を促進するとともに、県内におけるスマートICの整備促進についても早急に取り組むこと。

(9) 各種交通安全施設の整備促進について

本年4月、鹿沼市内で登校途中の小学生6人が大型クレーン車にはねられて死亡した事故をきっかけにして、本県においては、通学路の歩道整備に対する要望が一層増加している。

そこで、児童生徒の登下校時の安心・安全を確かなものにするために歩道の整備を一層推進するとともに、歩道整備済の区間についても改めて安全性について見直し、必要に応じて信号機やガードレールといった各種交通安全施設の整備に取り組むこと。

加えて、各地域の実情に応じたきめ細かな見守り活動といったソフト面の取り組みについても充実すること。

(10) スクールカウンセラーの拡充について

本県における不登校の出現率は、依然として全国平均を上回っているなど、児童生徒はさまざまな不安や悩みを抱えている。

そこで、不登校やいじめやなどの問題に対処するため、教員一人ひとりの相談対応能力を向上させるとともに、児童生徒への心理カウンセリングにあたるスクールカウンセラーの配置を拡充し、不安や悩みを抱えている児童生徒を適切に支援すること。

また、スクールカウンセラーの資質向上を図るための、研修機会を充実させること。

(11) 県立特別支援学校への専門職への配置について

障害児への療育指導は、特別支援教育の現状でも欠かせない。

そこで県立特別支援学校のうち、肢体不自由児を対象とする学校には作業療法士（OT）、理学療法士（PT）、知的障害児を対象とする学校には言語聴覚士（ST）をそれぞれ配置し、障害児の健やかな成長を支援すること。

また、肢体不自由児が身近な地域で教育が受けられるような教育環境の整備をすること。

(12) 交番、駐在所の活動の強化について

平成17年7月に策定された「警察機能強化のための警察署再編整備計画」に基づいて一部の小規模警察署が統合され、警察署の捜査体制や夜間体制などの強化が図られた。

一方で、地域住民が警察に求めるニーズは、多様化し、より住民の意見・要望を反映した警察活動が求められている。

そこで、地域に最も身近な存在である交番・駐在所の警察官が、これらのニーズに応えるための活動を積極的に推進し、地域の安全と安心を確保すること。